

## 第18回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月27日(月)午前9時30分から10時16分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	牛野	進一郎		
農業委員	1番	久保田	力雄	6番	中之蘆 堅二郎
	7番	寺内	秀昭	8番	福 富久
	9番	中畠	一三	10番	上山 幸夫

#### 農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田	善昭	ロ.	浦口	啓一郎
ハ.	上妻	亜紀	ニ.	野里	一則
ホ.	片板	大作	ヘ.	小脇	尚武
ト.	原田	晃生			

### 4. 欠席委員

農業委員	2番	砂坂	浩一郎	3番	高田	真盛
	4番	黒木	りか	5番	小山	幸良

#### 農地利用最適化推進委員(順不同)

チ.	雨田	俊哉
----	----	----

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和6年度第18号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第9号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第6号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。  
農業委員 議席番号2番 砂坂浩一郎委員、3番 高田真盛委員、4番 黒木りか委員、5番 小山幸良委員。

農地利用最適化推進委員 雨田俊哉推進委員です。

本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第18回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号6番 中之 園堅二郎委員、7番 寺内秀昭委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和6年度第18号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の2ページをお開きください。

議案第1号は、「農用地利用集積計画(案)の承認について」です。令和7年1月31日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権1件)を定めたいので承認を求めるものです。

資料の3ページをお開きください。

旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日は、令和7年1月31日。始期が、令和7年2月1日で、終期が令和12年1月31日の存続期間を5年とする新規設定の1件です。田が5筆で、地積合計は、●●㎡となります。

資料4ページをお開きください。計画内訳書になります。

整理番号1番、利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・88歳。利用権の設定を受ける者が、南種子町○○××番地 B・50歳。経営面積は、●●㎡で、土地の所在は、○○字▽▽××番、地目は田、地積が●●㎡。ほ

か田が4筆、地積合計が●●m<sup>2</sup>で、水稻を作付けします。権利の種類は、賃借権。賃借料は、年・〇〇円の口座振込、期間が5年の新規設定となります。

図面は5ページに添付しております。土地の所在等は、タブレットのほうで確認をお願いします。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号 農用地利用集積計画(案)賃借権1件について承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について、質疑はありませんか。

議長 ここから懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。議案第1号について、質疑はございませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第9号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

議長 議案説明の前に、整理番号12番において9番委員が、議事参与の制限に該当します。

9番委員の退席を求めます。

(9番委員、退席)

議長 議案第2号の整理番号12番を議題にします。

事務局より整理番号12番の説明をお願いします。事務局。

事務局 議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、整理番号12番をご説明いたします。

資料12ページをお開きください。

整理番号12番、福岡県北九州市〇〇番××号、Cから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて田、面積は2筆合計●●m<sup>2</sup>で水稻を耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は28ページから添付しております。

以上です。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号整理番号12番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号整理番号12番については、原案のとおり決定いたしました。9番委員の入場を求めます。

(9番委員、着席)

議長 それでは引き続き議案第2号整理番号12番以外を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号整理番号12番以外の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 資料の7ページをお開きください。

議案第2号は、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権15件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料の8ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和7年3月31日から令和12年3月30日までの5年間で9件、令和7年3月31日から令和17年3月30日までの10年間で6件です。

資料は9ページ、内訳書です。整理番号12番を除く14件について、ご説明いたします。申請人及び耕作者、申請地、賃借料、存続期間のみ読み上げますので、そのほかについてはお目通しください。

整理番号1番、南種子町〇〇××番地、Eから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Fが耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか2筆で面積は●●㎡、賃借料は10アール当り〇〇円、期間は5年の再設定です。

整理番号2番、南種子町〇〇××番地、Gから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Fが耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか1筆で面積は●●㎡、賃借料は10アール当り〇〇円、期間は5年の再設定です。

整理番号3番、鹿児島市〇〇字▽▽番××号、Hから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Iが耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●㎡、賃借料は10アール当り〇〇円、期間は10年の新規設定です。

10ページをお開きください。

整理番号4番、西之表市〇〇××番地、Jから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Kが耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか2筆で面積は●●㎡、賃借料は10アール当り〇〇円、期間は5年の再設定です。

整理番号5番、南種子町〇〇××番地、Lから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Mが耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●㎡、賃借料は10アール当り〇〇円、期間は5年の再設定です。

整理番号6番、南種子町〇〇××番地、Nから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Oが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。使用貸借のため賃借料はなし、期間は10年の新規設定です。図面は21ページに添付しております。

11ページをお開きください。

整理番号7番、南種子町〇〇××番地、Pから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Oが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。使用貸借のため賃借料はなし、期間は10年の新規設定です。図面は22ページに添付しております。

整理番号8番、南種子町〇〇××番地、Pから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Qが耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●㎡、使用貸借のため賃借料はなし、期間は10年の新規設定です。

整理番号9番、南種子町〇〇××番、Rから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Bが耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●㎡、賃借料は玄米〇〇kgを現物渡し、期間は10年の新規設定です。

12ページをお開きください。

整理番号10番、南種子町〇〇××番地、Sから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Tが耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか3筆で面積は●●㎡、賃借料は10アール当り〇〇円、期間は5年の再設定です。

整理番号11番、南種子町〇〇××番地、Uから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Vが耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●㎡、賃借料は10アール当り〇〇円、期間は10年の新規設定です。

13ページをご覧ください。

整理番号13番、福岡県北九州市〇〇番××号、Cから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Wが耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか1筆で面積は●●㎡、賃借料は年〇〇円、期間は5年の再設定です。

整理番号14番、福岡県北九州市〇〇番××号、Cから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Xが耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●㎡、賃借料は年〇〇円、期間は5年の再設定です。

整理番号15番、鹿児島市〇〇××番地、Yから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Zが耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか2筆で面積は●●㎡、賃借料は10アール当り〇〇円、期間は5年の再設定です。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間

管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 2 号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第 2 号について質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、6 番委員。

6 番委員 整理番号 3 番の H さんから I さんへの件ですが、18 ページの図面を見ると、面積が●●㎡となっているんですけど、このうちの耕作面積が●●㎡というのは、残りの面積については荒れているとか理由があるんですか。

事務局 図面を見ていただきたいんですが、左下の方の 3 反歩の土地が荒れていまして、そちらに接している方が荒れていて耕作ができない状況です。この分を除いた●●㎡となっています。

議長 はい、よろしいですか。ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 2 号整理番号 12 番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 2 号整理番号 12 番以外については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：a、譲受人：b 外 1 件を議題にします。

それでは、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の 35 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について審査を求められるもので、所有権移転が 2 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、奈良県奈良市〇〇番××号 a。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 b です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか 2 筆。地目はすべて畑、地積は 3 筆合計●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、36 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 38 ページから添付しています。

整理番号 2 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 c。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 d です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか5筆。地目はすべて牧場、地積は6筆合計●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、37ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は43ページから添付しています。

以上2件につきましては、1月14日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番、6番委員。整理番号2番の担当委員は4番委員ですが、本日欠席のため、現地調査に同行していた6番農地部長に併せて説明をお願いします。

6番委員 　整理番号1番から説明します。aさんの旦那さんとbさんの父親が従兄弟に当たります。今回aさんから、旦那さんも亡くなったので土地を処分したいということで、eさんに連絡がありまして、fさんが管理していたので声を上げたんですけど、亡くなったので諦めたということです。申請地はbさんの実家の近くということで、若いのでやっていけるとお思いますのでよろしくをお願いします。

整理番号2番のcさんからdの件ですが、本人も高齢になり、会社の方へ名義を変えたいということです。dは大型経営ですので問題はないものと思います。

議長 　以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　異議がないようですので、議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 　議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：g、譲受人：hを議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。

事務局。

事務局 　資料の58ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め

るもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、福岡市〇〇番××号 g。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 hです。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番で、地目は畑。地積は●●㎡です。

工事計画は、令和6年9月から令和7年3月までの7ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、諸経費〇〇円の合計〇〇円となっており、全て自己資金で賄うものです。

転用目的は、倉庫です。

転用事由の詳細としましては、「種子島コズミックスクール【南種子町宇宙科学分団主催】でカヤック等を毎回現地まで運搬して、カヤック体験を実施しています。近くに保管用倉庫建設のための土地を検討しましたが、やむを得ず当該地に倉庫を建築したく申請するものです。」とのことです。

周囲の状況につきましては、南側は町道に面しており、そのほかは雑種地、原野となっております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料 64 ページの被害防除計画書をお開きください。

- (1) 造成計画が、盛土を最高 0.3m、最低 0.1m 行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策としては、周辺に農地がないため特に対策はありません。
- (4) 用排水計画としては、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水はありません。

なお、申請地は都市計画区域外で、農用地区域からの除外については、令和6年12月19日付け公告済みです。除外後の農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当します。その他参考資料は59ページから添付しています。

本件については、地目を「原野」と誤って認識していたため、転用許可申請が遅れてしまったことについての始末書が添付されております。

この件につきましては、1月14日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いしま

す。

整理番号1番 9番委員。

9番委員 　ただ今、事務局から説明がありました。私が現地調査に行けなかったことを詫びたいと思います。

　hさんは自分で事業を始められていて、宇宙科学分団の主催する活動にカヤックを貸出していて、活動の度に運搬するのが大変で、マングローブ林に近い現場にhさんがカヤック置場に欲しいということで相談がありました。調べてみたら農道が通っていてこれは農村地域じゃないかなということで確認してみました。反対側に自然保護地域があり、災害があった時などに迷惑を掛けないように体制づくりを整えて行きたいということです。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。（「異議なし。」の声あり）

議　長　　異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

　議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議　長　　議案第5号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人：iを議題にします。

　それでは、事務局より議案第5号の説明をお願いします。

事務局。

事務局　資料の70ページをお開きください。

　議案第5号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について審査を求めるもので、件数は1件です。

　資料を読み上げます。

　整理番号1番。申請人及び所有者は、埼玉県桶川市〇〇番××号　i。

　土地の所在は、〇〇字▽▽××番。

　登記地目は畑、地積は●●㎡です。

　変更年月日については、昭和年月日不詳です。

　現況としましては、『昭和年月日不詳から建物の敷地である××番の土地と一体として使用されている。』とのこと。

　参考資料は71ページから添付しております。

　この件の内容につきましては、1月14日の現地調査において相違ないことを確認しております。

　以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番 10番委員。

10番委員

非農地証明の申請が出ていますが、申請者は埼玉県に住んでいるiさん、61歳です。旧姓は〇〇iさんという方で、〇〇jさんの娘であります。母親のjさんが亡くなり平成9年に相続して現在に至っております。本人は種子島で暮らしたことはなく、場所についてはjさんの妹である叔母の〇〇kさん（旧姓〇〇さん）が詳しいということで話を聞いております。司法書士のlさんも詳しくありませんでした。現地は、72ページをご覧になればお分かりですが、〇〇集落の宅地の中に入り込んだところで、5・60年の間、畑としては利用されていません。時折り、駐車場として利用されています。

本人は農業をしたこともなく、これからはしないということで、非農地としても問題はないものと思います。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。（「異議なし。」の声あり）

議長

異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第6号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇地内 18筆を議題にします。

それでは、事務局より議案第6号の説明をお願いします。

事務局

資料の74ページをお開きください。

議案第6号は農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が鹿児島県熊毛郡南種子町〇〇××番地 m。

土地の所在は南種子町〇〇字▽▽××番、地目は畑、地積は●●㎡。ほか畑が17筆で、合計18筆。地積合計は●●㎡になります。参考資料として76ページから80ページに現地調査の図面を添付しております。

80ページの資料にあります隣接する××番及び××番の土地については、平成29年8月の総会において、非農地判断をしております。

所在の詳細につきましては、タブレットでご確認ください。

この18筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、1月14日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。以上で議案第6号 農

地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についての説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

議長 この件について、14日の現地調査の折に参加しておりました、農地部長からご意見ありませんか。

農地部長 現地はかなり荒れていましたので耕作は困難であると思います。

議長 ありがとうございます。ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第6号については、原案のとおり決定しました。

議長 以上で、第18回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。